



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.117
12月号

令和3年度 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

神山副会長が「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞しました

当協会の神山昌彦副会長が、長年にわたり会員の資質向上や適正処理の推進に努め、産業廃棄物業界の発展と循環型社会の形成に寄与されたことが評価され、令和3年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰「産業廃棄物関係事業功労者表彰」を受賞されました。通常、環境大臣表彰式典は、(公社)全国産業資源循環連合会主催「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の中で執り行われておりますが、今年度の開催が中止になったことを受け、12月3日(金)栃木県庁において、鈴木環境森林部長による伝達式が開催されました。



【表彰状を授与される神山副会長】



【左から菊池会長、神山副会長、鈴木環境森林部長】

<後席内容>

神山副会長は、長年の経験と実績が評価され、平成22年に(社)栃木県産業廃棄物協会理事に就任。平成26年からは副会長として献身的に会長を補佐し、協会運営の重責を果たすなど、多大なる貢献をしておられます。さらに、会員の資質向上と適正処理を推進するとともに、県や協会等の関係諸会議には積極的に出席し、自分の経験を踏まえ建設的な意見を述べ、業界の健全な発展に指導的役割を果たすなど、環境行政に尽力しておられます。

自社の渡辺産業株式会社におかれましては、燃え殻をはじめとする産業廃棄物、自治体から排出された焼却灰等の一般廃棄物の受入を行っております。それらの廃棄物を特殊硬化剤の化学的処理により安定化・無害化し、二次公害のない安全・安心な再生骨材「エコクラッシュ」として、路盤材や建材等に再資源化するなど、循環型社会の構築に寄与しておられます。なお、エコクラッシュは、令和2年3月、栃木県リサイクル製品認定制度「とちの環エコ製品」に認定、同年10月、国土交通省運営の「NETIS」に登録されました。リサイクル事業を通じて、子供たちが安心して暮らせる明るく住みよい未来のために、地域環境に積極的に取り組んでいる企業であります。

本制度は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制、再使用、再生利用、熱回収の適切な推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、浄化槽の設置・保守点検・清掃及び製造等の事業、ねずみ・衛生害虫等の防除及び清掃等による生活環境の改善、廃棄物処理技術に関する研究等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理の推進その他生活環境の保全に資することを目的としています。本年度は神山副会長をはじめ、全国で32名の産業廃棄物処理業関係者が、循環型社会形成推進功労者として受賞されました。

【青年部活動】

環境学習出前授業に参加しました

11月5日(火)那須塩原市立関谷小学校において、今年度6回目の環境学習出前授業が行われ、五月女部長等2名が参加しました。当協会では、子どもたちに環境に優しい循環型社会の形成について学んでいただくため、青年部員がパッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明したほか、パッカー車の操作体験を行いました。今後も県と協力しながら積極的に活動していきたいと考えております。



【説明風景】



【説明風景】

CSR活動の一環として、宇都宮市大通り周辺を清掃活動しました

当協会青年部は、平成27年からジャパンカップクリテリウム終了後に清掃活動を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、ジャパンカップサイクルロードが中止となり、今年度も開催できませんでした。しかしながら、感染状況が落ち着いた現状を鑑みて、11月19日(金)宇都宮市大通り周辺を青年部員14名が感染予防対策を講じて、清掃活動を行いました。空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻、ガムの包装紙など、約5kg（可燃物8袋、不燃物1袋）程度集めました。今後も新型コロナウイルス感染状況を見極めながら、様々な場所で積極的に活動していく予定です。



【清掃活動】



【青年部員】

－ 青年部に入会しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和3年12月10日現在、26名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助になると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

許可申請等に関する講習会の追加開催について（栃木会場）

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している令和3年度許可申請等に関する講習会は、受講希望者が増加したため、追加開催することとなりました。栃木会場におかれましても、新規及び更新の収集・運搬課程が行われます。

受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

■栃木会場の追加開催日程

課程	開催日時	時間	会場	定員
【新規】 収集・運搬	2022年3月2日（水）	13:30	①栃木県総合文化センター	75
	2022年3月3日（木）	9:50	①栃木県総合文化センター	
【更新】 収集・運搬	2022年1月27日（木）	13:30	②コンセーレ	75
	2022年3月2日（水）	9:50	①栃木県総合文化センター	
	2022年3月3日（木）	13:30	①栃木県総合文化センター	

<試験会場>

- ①コンセーレ 大ホール（1F） 宇都宮市駒生 1-1-6 TEL028-624-1417
 ②栃木県総合文化センター 特別会議室（3F） 宇都宮市本町 1-8 TEL028-643-1000

当協会を受講申込み及び講義動画が視聴できます！

【Web環境のない方へ】

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。（許可講習会の受講料のみ）是非、御相談ください。TEL028-612-8016

*受講申し込みから、受験までの流れ

- ・受講の申し込みは、事前に当協会に御連絡後来所していただき、受講申込みを行います。
- ・申し込みを行うと、送付先住所にテキストが届きますので、テキストを持参し栃木県立美術館普及分館会議室にてリモートで「講義動画」を視聴していただきます。
- ・試験日に、会場である「コンセーレ」又は「栃木県総合文化センター」に行き、受験していただきます。

産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催について

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わる排出事業者や処理事業者の方を主に対象に、令和4年2月13日（日）、栃木会場をはじめ全国13会場において「産業廃棄物処理検定」を開催いたします。そこで、当協会では処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を次のとおり開催いたします。

参加を希望される方は、当協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和4年1月18日（火）10:00～16:00
2. 会 場 とちぎ福祉プラザ 第2研修室（2F）
宇都宮市若草 1-10-6 TEL028-621-2940
3. 内 容 産業廃棄物処理の基礎、産業廃棄物委託処理と委託契約、
産業廃棄物管理票・帳簿等
4. 講 師 （公社）栃木県産業資源循環協会 常務理事 湯澤 元浩 氏
5. 参加費 会員 2,000円、非会員 4,000円（税込、テキスト代含む）
6. 定 員 40名

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、青年部から佐藤副部長の(株)栃木ハイトラストと飯塚幹事の(株)セルクリーンセンターを訪問しました。

1 会社概要

会社名： 栃木ハイトラスト株式会社
代表者： 代表取締役社長 長 野 榮 夫
住所： 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘 18 番地 3 TEL 0285-83-3966 FAX 0285-83-6500
設立： 平成元年 5 月 24 日 従業員 48 名
事業内容： 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理及びそれに付帯する一切の事業
主要設備： 流動床炉(1 号炉)…………… 110 t / 日
ロータリーキルン&ストーカ炉(2 号炉)… 144 t / 日

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物処分業(破碎・中和・焼却)：栃木県 許可番号 00920007188

許可品目：汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物性固形不要物・金属くず(廃プラスチック類が付着したものに限る)・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

○特別管理産業廃棄物処分業(中和・焼却)：栃木県 許可番号 00970007188

許可品目：廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・感染性廃棄物

《主な認定・認証取得》

○優良産廃及び優良特管産廃処理業者認定 栃木県取得

○ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

○エコキーパー事業所認定

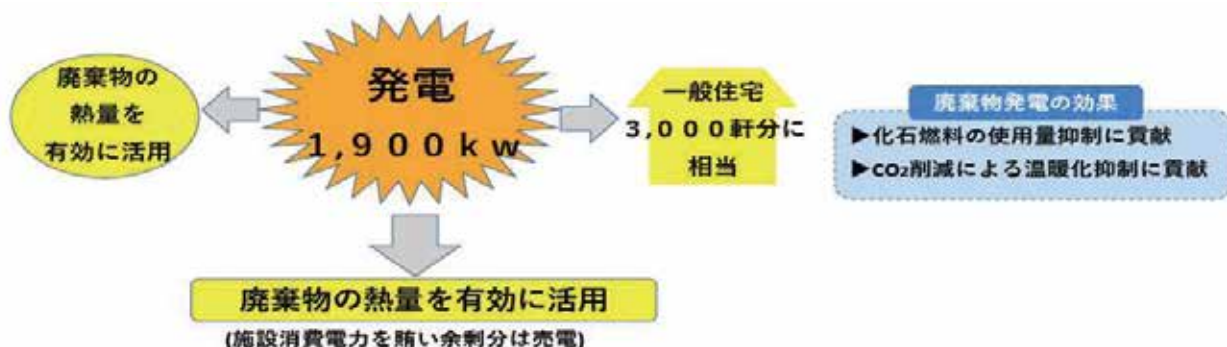
○ユースエール認定企業

3 施設概要

流動床炉及びロータリーキルンの二系列の焼却炉を装備することにより、廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・雑芥(含廃プラスチック)等、あらゆる種類の産業廃棄物を効果的に完全焼却処理しています。排ガス処理は、バグフィルタを採用し、高度な処理を行っています。バグフィルタ入口では排ガスに消石灰、活性炭を噴き込み反応を行ってダイオキシンなどの有害物質を取り除き、ダスト含有のきわめて少ないきれいな排ガスとして地域環境を守っています。敷地内で発生する排水は焼却炉内で高温処理し、外部に排出させないクローズドサイクルを採用しております。臭気についても高温熱分解方式採用で完璧な処理をしています。

4 会社から一言

「誠実に……」これが私たちの基本姿勢です。豊かな生活のためには、生産があります。しかし生産には、必ず廃棄物が伴います。廃棄物への誠実な取り組みなくして、目的とする豊かな社会の実現はありません。充実した設備と最高の技術によって、より美しい環境創出のために、お役に立ちたいと願っています。現在、敷地内に新焼却炉(95 t / 日)を計画しています。新炉はSDGsの取り組みを考慮しており、災害時にも継続して発電できる仕様です。1日も早く竣工できますよう邁進してまいりますので、引続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



～会社訪問～

1 会社概要

会 社 名： 株式会社 セルクリーンセンター

代 表 者： 代表取締役 菊池 清二

住 所： 栃木県宇都宮市平出工業団地 45-17 TEL 028-660-6075 FAX 028-612-7285

創 業： 平成 17 年 7 月 1 日 従業員 30 名

事業内容： 産業廃棄物中間処分量

主要設備： ロータリーキルン&ストーカ式焼却炉（処理能力 120 t / 日（24 時間運転））

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物処分業（中間処理：焼却）宇都宮市

許可品目：汚泥・廃油・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず・廃酸・廃アルカリ

○特別管理産業廃棄物処分業（中間処理：焼却）宇都宮市

許可品目：引火性廃油・特定有害廃油・腐食性廃酸・腐食性廃アルカリ・特定有害汚泥・特定有害廃酸・特定有害アルカリ

《主な認定・認証取得》

○ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

3 施設概要

- ・実績豊富なロータリーキルン&ストーカ式焼却炉を採用し、様々な廃棄物の混合焼却を行います。
- ・産業廃棄物（12 品目）、特別管理産業廃棄物（7 品目）の受け入れが可能。
- ・屋内ピット及びヤード、屋外タンク、ドラム缶置場など、さまざまな廃棄物の形状や性状に対応可能。少量から廃棄物の受け入れを行います。
- ・1 日最大 120t/日の処理が可能です。
- ・多重設計を要する最新鋭の設備で、環境保全対策も万全。
- ・自前の分析室を完備し、化学的見地から適切な処理を実施。

4 会社からひと言

「安心・安全」で環境にやさしい廃棄物処理サービスを提供し、地域産業の発展に貢献します。
(株)セルクリーンセンターは、宇都宮市に本社を置く、「(株)八幡」、「鈴運メンテック(株)」が共同出資した新会社です。排出事業者様のニーズに応え、地域産業の発展に貢献するため、多種類の廃棄物をお預かりし、最新鋭の設備で焼却処理を行います。



【管理事務所外観】



【施設外観】

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしていきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



皆さんは不法投棄を見つけたら、どこに通報していますか？

「見て見ぬふりをしている」なんて人は会員さんにはいないと思いますが、まずは前回の宿題の確認。

宿題Q、次のうち、土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、もしくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を通報するように努めなければならないとされている相手は誰か。

- (1) その廃棄物が産業廃棄物である場合は都道府県知事
- (2) 産業廃棄物と一般廃棄物が混在している場合は環境大臣
- (3) その廃棄物が一般廃棄物である場合は市町村長
- (4) 都道府県知事と市町村長ともに通報しなければならない
- (5) 都道府県知事又は市町村長どちらでもよい

【解説】

法第5条第2項に平成22年改正により規定された事項である。この改正以前も、法第5条第1項には土地占有者等に対して清潔保持義務が規定されていたが、第2項はさらに一步進め、占有者等には不適正処理が自らの管理地で行われていることを覚知した場合は、積極的に行政機関に通報する義務を定めたものである。この規定に罰則はないが、本来的に不適正処理が行われた場合の一番の被害者は土地の占有者等になるはずのものであることから、今までも通常、行われてきた行為である。不法投棄は法第16条、不法焼却は法第16条の2で禁止されている行為である。これらの行為は直罰も規定されている行為であることから、警察への通報もなされても当然のことである。なお、通報の相手方は「都道府県知事又は市町村長」とされており、どちらでもよい。

正解(5)

まあ、いつも「不法投棄は犯罪です」と言われていますから、「犯罪なら、警察だろう」。当然です。もちろん警察も動いてくれますが、行政の窓口となればどこか？という条文であり、それをネタとした問題と思っていただければいいかと思います。

廃棄物処理法関連の資格試験などもあるようですが、もし、そういった選択肢の問題の時はちょっとした「こつ」があると思います。当たり前の話ですが、選択肢問題は「どれか一つ」を選ばなくてはなりません。そして「2つ以上選んではだめです」。

次に、社会常識から言って「不可能」なことは法律で決めているわけがありません。(廃棄物処理法の場合、不可能じゃないかと思うような条文もありますが・・・(^_^;))

そこで、この問題を見ると「不法投棄」ですね。しかも「通報」という時点。この時点で不法投棄した人物を通報した人はわかっていると思いますか？「投棄を目撃した」なんていうケースは少ないでしょう。そうすると投棄された「物」が一般廃棄物か産業廃棄物かなんてわからないですね。それに環境大臣に通報って言われても連絡先はすぐにはわからない。結局の所、身近な市役所か県庁かってなりません。加えて、わざわざ市役所に通報してくれた人に「県庁にも通報して下さい」ってたら回しみたいな事を法律で規定しているとも考えにくい。よって、「県でも市町村でもどっちでもいいよ」という（５）が「妥当」かなあと。
では、不法投棄からもう一問。

Q、次のうち、廃棄物処理法第 16 条の投棄禁止について、誤っているものはどれか。

- （１）排出事業者が自社敷地内に産業廃棄物を大量に埋めたときは、投棄禁止違反になる場合がある
- （２）排出事業者が自社敷地内で産業廃棄物の野焼きを実行し、その残さを大量に堆積しているときは、投棄禁止違反になる場合がある
- （３）排出事業者が本社から発生した産業廃棄物を支店の下水道に投入し、閉塞することなく流れた場合は、投棄禁止違反にはならない
- （４）排出事業者の土地に隣接する市町村の最終処分場に当該排出事業者が産業廃棄物を投棄したときは、投棄禁止違反になる場合がある
- （５）排出事業者が隣接する法人のコンテナに産業廃棄物を投棄したときは、投棄禁止違反になる場合がある

【解説】

法第 16 条の投棄禁止に規定する「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」の「みだり」とは、「正当な理由なく」、又は「本来予定されていない方法によって」と同義であり、社会通念上正当な理由の存在が認められない場合を指している。また、「捨てる」は社会通念上許容されうる範囲を超えるような処理基準を違反している状態を指すが、本来予定されていない方法によって捨てられた場合、そのような潜脱行為は、法の目的である生活環境の保全を達成できないものである。このことから、（３）は処理基準を違反する程度が著しく逸脱する可能性があり、かつ、本来の方法での処分ではなく、法益を侵している。したがって、（３）の方法であっても投棄禁止違反を問われることがある（昭和 54 年 11 月 26 日環整第 128 号・環産第 42 号厚生省通知などを参考にされたい）。

正解（３）

どうですか？不法投棄は「いけないこと」とは言っても、告発して牢屋に入れる、となるとやはりグレーゾーンは慎重に判断しなければならなくなりますが、昨今は司法も環境犯罪については厳しく捉えているようです。

今回の宿題は不法投棄と並んで通報の多い「野焼き」です。

宿題 Q



廃棄物処理法第 16 条の 2 では「何人も廃棄物を焼却してはならない」と規定しているが、いくつかの方法による場合だけ、この例外とされている。次に掲げる方法のうち「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」となっていないもの（すなわち、焼却禁止となっているもの）はどれか

- （１）震災の復旧のための焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- （２）他の法令やこれに基づく処分による廃棄物の焼却
- （３）廃棄物処理業者が処理委託を受けた産業廃棄物であるが、焼却施設が故障したため、野外で行う、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- （４）宗教上の行事を行うための、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- （５）たき火等、周辺地域の生活環境に与える影響が少ないもの

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針

10 月 21 日に開かれた環境省・PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理体制案が示されました。

JESCO による PCB 廃棄物処理は進んでいます。しかし、各地で処理施設の処分期限が終了するため、今後の処理体制をどう構築するかが課題となっています。そこで、北九州事業所は、安定器等について令和 5 年度まで 2 年間処理を延長、北海道事業所も、令和 7 年度まで処理を継続する旨が提案されています。PCB 廃棄物の掘り起こし作業が継続していますが、一方で紛失も発生しています。適切な管理体制が重要です。

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei/30pcb.html>

<http://www.env.go.jp/recycle/30pcb.html%20/0120.pdf>

<http://www.env.go.jp/recycle/30pcb.html%20/0700.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 3 年 11 月 22 日掲載)

○木材利用促進法の施行

2021 年 10 月 1 日「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律は、平成 22 年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を改名し、木材利用の促進対象を、公共建築物等から民間建築物を含む建築物一般に拡大するものです。「促進法」という名称が示すとおり、規制の側面はありません。国・地方公共団体と事業者等が建築物における木材利用促進のための協定制度を創設し、これを支援する仕組みなどが定められています。脱炭素社会に向けて、規制的手法を採用することが難しいことから、このような自主的取組みを推進する法律が増えているように感じます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/>

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/attach/pdf/index-162.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 3 年 11 月 8 日掲載)

○単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて（通知）

環境省は令和 3 年 9 月 9 日、医療機器を回収して再製造する一連の工程について、廃棄物処理法の適用を受けない旨、通知しました。

廃棄物処理法の適用を受けない理由について、この通知では、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先適用されるからであるとしています。しかし、医療機器関連法は、その安全性を担保するためのものであり、廃棄物処理法とは特別法の関係にありません。特に回収・輸送は、医療機器関連法の適用範囲とは異なります。製品の容器・本体等を下取等により回収して、部品取りし、点検のうえ再商品化することは、一般的にリファーマビリティとして、多くの電気・電子機器等で行われています。廃棄物処理法の適用範囲は、廃棄物該当性（総合判断説）で考えることが基本です。この通知も、総合判断説適用の一事例と考えるべきだと思います。製造者や販売店を通じた回収・リユース・リサイクル・部品の有効利用は循環型社会形成において重要な取組みです。

https://www.env.go.jp/recycle/notice_2109091.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 3 年 11 月 1 日掲載)

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 アパートの残置物
2 シュレッダーされた大量の紙くず



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

アパートの改築を請け負いましたが、部屋の中に箆筥、机、ベットなどがそのまま残っています。一般廃棄物になると思い、市に問い合わせたところ、請負業者（自分）が運ぶなら産業廃棄物と言われました。箆筥、机は木製品であり、一般廃棄物だと思いますがどのように処分したら良いですか。

(回答 1)

一般廃棄物が、運ぶ人によって産業廃棄物になることはありません。アパートに残された箆筥などは、一般廃棄物です。したがって、市役所に許可業者を紹介していただき運搬をお願いすると思います。また、住んでいた方が分かれば、その方に処分をお願いするか、その方と一緒に運べば問題ないと思います。以前住んでいた方が分からない場合は、大家さんに相談し、一緒に処分してはいかがでしょうか。もう一度市の方と協議してはいかがでしょうか。

(照会 2)

建設コンサルタント業を営んでおりますが、シュレッダーした紙くずの処分を市役所に断られてしまいました。市役所では産業廃棄物だと言いますが、本当に産業廃棄物なのでしょうか。これまで、少しずつ出していたのですが、今回はまとめて多く出したので産業廃棄物だと言われてしまいました。

(回答 2)

産業廃棄物になるか一般廃棄物になるかは量で決まるものではありません。廃棄物処理法に定める産業廃棄物以外が一般廃棄物になります。産業廃棄物に該当する紙くずは、業種が限定されており、建設業は該当しますが、建設コンサルタント業は、建設業ではなくサービス業に該当しますので、産業廃棄物に該当しません。つまり、一般廃棄物です。市役所に廃棄物の量で産業廃棄物になるのではないことを説明し、処分についても相談してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（12月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき

は引き取ることができます。

対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

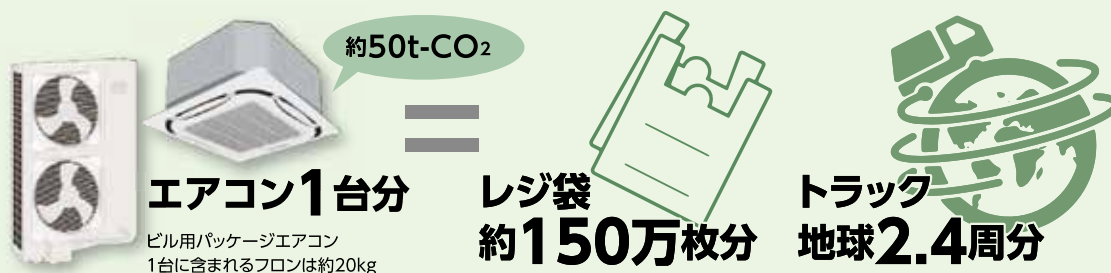
A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



この冬季
コロナ禍でも
ひと工夫 

オフィスでも省エネに 自 取り組みましょう

コロナ禍でのオフィスや車の中のできる、省エネへの具体的な取り組みをご紹介します。

テレワークなどで人が少ないオフィスでできる省エネ対策

OA機器 (PC, コピー機)



コピー機など、長時間使用しない場合を想定し、スタンバイモードに設定されているかを確認しましょう。

パソコンの「ディスプレイの電源を切る」や「PCをスリープ状態にする」の時間を短くしたり、画面の輝度を下げるなど、設定を確認しましょう。

暖房



昼間の日差しを取り入れたり、人がいないスペースの暖房を消したり、エアコンのフィルターをこまめに清掃するなど、暖房について工夫してみましょう。

また、ひざ掛けを使って過ごすなどのウォームビズを実践しましょう。

※感染症対策のために換気は行いましょう。

照明



不要な照明はこまめに消灯したり、人感センサーを活用した消灯や、思い切ってLEDに変えることも考えてみましょう。

給湯器



冬季は良くお湯が使われます。給湯器の温度を下げて、洗いをしたり、給湯器を買い換える場合には、省エネタイプのものも検討しましょう。

温水 洗浄便座



使用状況を確認し、温水洗浄便座の温度設定を見直しましょう。また、長時間使用しないときは温水や便座の温度設定を「切」にしましょう。

移動の際の自動車でもできる 省エネ対策



自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践してみましょう。(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない等)

「省エネ最適化診断」や「ビル/工場の省エネルギーガイドブック2021」などを活用して省エネや節電等に関する取組を検討してみましょう。

 shindan-net 

関連情報はこちら



省エネポータルサイト
「無理のない省エネ節約」
(資源エネルギー庁)



ビルの省エネルギーガイドブック2021
工場の省エネルギーガイドブック2021
(一般財団法人 省エネルギーセンター)

お問い合わせ

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
 03-3501-9726

 資源エネルギー庁

 環境省

この冬季
コロナ禍でも
ひと工夫 

ご家庭でも省エネに 取り組みましょう

寒い冬は、エネルギーの使用が増える季節です。

この冬は特に、感染症予防の影響で、ご自宅で過ごす時間が多くなると考えられます。少しの工夫でできる省エネへの具体的な取り組みをご紹介します。ぜひご家族みんなで取り組んでください！

冷蔵庫



自宅での食事が増えると、冷蔵庫を使う機会も増えるため、冷やすための電気も増加します。

-  冷蔵庫の温度設定を確認しましょう。（強から中や弱にする。エコ運転モードを活用する。）
-  冷蔵庫は、庫内が均一に冷えるように、常温保存できるものは冷蔵庫から出したりしながら、隙間を空けて食品を入れましょう。

※食品の傷みにも注意

暖房



暖房をつける時間も長くなります。

-  暖まった空気を循環させたり、厚手のカーテンや床まで届く長いカーテンを使用して、暖房効果を高めましょう。また、フィルターの清掃も有効です。
-  ひざ掛けを使って過ごすなどのウォームビズを実践しましょう。

照明



在宅時間が増え、照明を多く使います。

-  不要な照明はこまめに消灯したり、思い切ってLEDに変えることも考えてみましょう。
（調色機能があるLEDであれば、仕事と団楽の雰囲気を使い分けて楽しめます。）

パソコン



テレワークにより、パソコンの使用時間が長くなります。

-  「ディスプレイの電源を切る」や「PCをスリープ状態にする」の時間を短くしたり、画面の輝度を下げるなど、設定を確認しましょう。

テレビ



テレビをつける時間も長くなりがちです。

-  視聴しない時はこまめに消したり、画面の設定を確認して、部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴しましょう。

お風呂



寒い冬には、ゆっくりとお風呂につかることも多くなり、追い炊きの機会も増えます。

-  家族で間隔をあけずに入浴したり、間隔をあける場合でもフタをして浴槽にためたお湯の熱を逃がさないようにしましょう。

温水 洗浄便座



トイレに行く機会も増えます。冬は暖房便座を使用する家庭も多くなります。

-  放熱の防止のため、フタの閉め忘れがないように心がけましょう。お出かけ前や就寝前はタイマーなどの節電モードを上手に使いましょう

「うちエコ診断」などを活用し、年間のエネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせた省エネ対策を検討してみましょう。

 **家庭エコ診断制度**

関連情報はこちら



省エネポータルサイト
「無理のない省エネ節約」
（資源エネルギー庁）



スマートライフおすすめBOOK
（一般財団法人 家電製品協会）

お問い合わせ

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
03-3501-9726

 資源エネルギー庁

 環境省



事業者の皆さまへ 脱炭素ガイドブックを作成しました！

県では、経済活動における脱炭素の取組を推進するため、ガイドブックを作成しました。
「脱炭素の取組は気になるが、何から始めたらよいのか分からない」こんな疑問をもつ事業者の皆さまに、是非読んでいただきたい1冊です！



脱炭素に取り組むと、どんなメリットがあるの？

- 01 **コスト削減・利益アップ**
光熱費などのランニングコストを削減
- 02 **レジリエンス強化**
停電などでも速やかに事業復帰
- 03 **自社製品の競争力強化**
継続してサプライチェーンの構築が可能



他にも
社員のモチベーション向上
や人材獲得、資金調達等
において有利に働きます

ガイドブックでは、省エネ・再エネ・未利用熱の各分野についてレベル
(初級・中級・上級) ごとに取組事例を多数掲載！

掲載内容の一部を紹介します

	省エネ	再エネ	未利用熱
初級 あまりお金をかけず すぐにできる	・不要な照明の消灯 ・ボイラー設定蒸気圧 の低減 など	・小売電気事業者の変 更 ・電力証書の購入 など	・ボイラー蒸気のドレ ン回収 など
中級 多少お金はかかるが コストは削減	・人感センサーの設置 ・ポンプ等へのイン バーター導入 など	・初期費用ゼロでの太 陽光発電設備の導入 (PPA・リースモデ ル) など	・エアコンプレッサー 排気を他工程で使用 など
上級 多額の投資が必要だが 大幅にコストは削減	・エアコンの高効率機 への更新 ・LED灯への更新 な ど	・自社で太陽光発電設 備の設置 など	・排熱回収型ヒートポ ンプで廃熱回収 など

それぞれの事例について、**導入効果**も分かりやすく記載しています。
まずは**簡単**なところから始めてみませんか？

ガイドブック全体は県ホームページまで！
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/syouene/guidebook.html>

【お問合せ先】

栃木県 環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階
TEL：028-623-3186 FAX：028-623-3259



とちぎから海ごみをなくそう!!

県内2箇所で開催

スポ GOMI 大会 in 栃木 参加チーム募集



参加無料

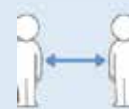
スポ GOMI とは

あらかじめ定められた競技エリアで、制限時間内にチームワークでごみを拾い、**ごみの量と種類でポイント**を競い合うスポーツです。

すべてのチームに参加賞のほか、**上位入賞チームには景品があります!!**



1チーム3～4名



チームは10m以内で行動



走らない



制限時間 60 分



競技エリアは当日発表



ごみの量と種類で
ポイントを算出

日時 & 場所

1. 鹿沼大会

開催日時 **令和3年 12月12日(日)**
10時00分から12時30分
(9時30分受付開始)

集合場所 鹿沼市環境クリーンセンター
(鹿沼市上殿町695-7)

共 催 鹿沼市

申込〆切 令和3年 12月 3日(金)

※車でお越しの方は、クリーンセンターの
駐車場をご利用ください。

2. 壬生大会

開催日時 **令和4年 1月30日(日)**
10時00分から12時30分
(9時30分受付開始)

集合場所 壬生総合公園陸上競技場
(壬生町大字国谷783-1)

共 催 壬生町

申込〆切 令和4年 1月21日(金)

※車でお越しの方は、公園内の駐車場を
ご利用ください。

参加チーム

1チーム3～4名で、100名程度を募集します。 ※定員になり次第締め切ります(先着順)。
なお、小学生以下の参加については、保護者(1名以上)との混合チームでご参加ください。



申込方法などの詳細は裏面をご覧ください。



栃木県環境森林部資源循環推進課 企画推進担当(宇都宮市埴田 1-1-20)

TEL: 028-623-3228 FAX: 028-623-3113 Email: puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

申込方法

「スポ GOMI 大会参加申込書」に必要事項を記入の上、それぞれの大会の申込期限までに郵送、持参、FAX又はメールでお申し込みください。

※ 参加申込書は県ホームページからダウンロードすることもできます。

栃木県 スポ GOMI 大会

で検索してください。



スポ GOMI 大会ホームページ

申込先

郵送・持参

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20
栃木県環境森林部資源循環推進課 企画推進担当 宛て

FAX

028-623-3113

メール

puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

※メールによる申込みの場合、タイトルを「スポ GOMI 参加申込」としてください。

参加申込書と同じ内容を本文に記載して送信しても構いません。

その他

- ・当日は動きやすい服装でご参加ください。
- ・ごみ拾いの用具（トンゴ、軍手、ごみ袋）は県で用意します。
- ・主催者が参加者全員のボランティア保険に加入します。
- ・新型コロナウイルスの感染状況等により、中止になることがあります。
- ・マスクの着用、手指消毒、当日の検温にご協力をお願いします。
- ・荒天等で中止の場合、当日午前7時までにチーム代表者へメールで連絡します。代表者はメンバーへの連絡をお願いします。

とちぎをきれいにするまる～



栃木県と県内 25 市町は、「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」に基づく取組（不必要な使い捨てプラの使用削減、再生材等の利用促進、プラごみのリサイクルと適正処理の徹底）を進めています。

スポ GOMI 大会参加申込書

※ご記入いただいた個人情報は、大会の運営・連絡のみに使用し、その他の用途には使用しません。

大会名	参加する大会の番号を○で囲んでください。 1. 鹿沼大会 [12/12(日)開催] 2. 壬生大会 [1/30(日)開催]					
チーム名	ふりがな					
参加者	代表者	ふりがな	年齢	参加者①	ふりがな	年齢
	参加者②	ふりがな	年齢	参加者③	ふりがな	年齢
代表者の連絡先※	住 所					
	電話番号 (必須)					
	E-mail (必須)					

※) 大会中止の連絡や、大会中の緊急連絡として使用することもありますので、必ず記入してください。



いちご一会とちぎ国体 いちご一会とちぎ大会

本大会 令和4(2022)年10月1日(土)～11日(火)
冬季大会 令和4(2022)年1月24日(月)～30日(日)

令和4(2022)年10月29日(土)～31日(月)



このチラシは障害者就労施設等からの優先調達により印刷しています。

お金のはなし（第4回 投資信託の仕組み～3×3のマスと基準価額～）

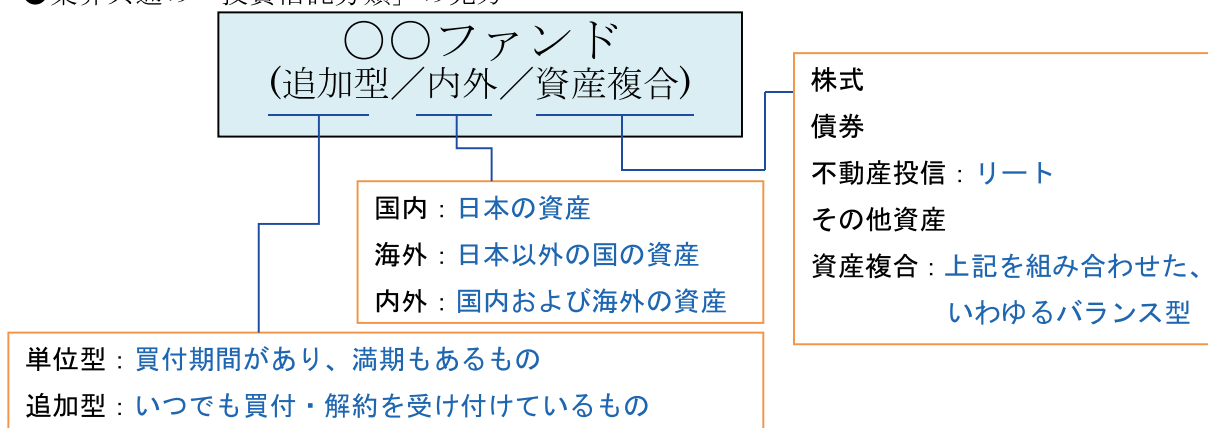
【投資信託は「3×3のマス」で整理】

投資信託とは複数の有価証券が入っている、いわば詰め合わせの箱です。有価証券は大きく分けて、株式・債券・REIT（リート／不動産賃貸に特化した法人が発行した株式のようなもの）の3種類です。

投資信託の目論見書（もくろみしょ／設計書のようなもの）には必ず、どういう方針で何を「箱」に入れるかが規定されています。

なお、投資信託協会が共通の分類を定め、どの投資信託にも必ず3つの区分が当てはめられています。これにより、その投資信託の方針が大まかに理解できます。

●業界共通の「投資信託分類」の見方



分類の3つめが「何の有価証券か」を示しています。大まかに、株式なのか債券なのかREITなのか、またはそれらのミックスなのか。

日本で6,000本以上もある投資信託ですが、この「何の」で整理すると以下のような「3×3=9のマス」で捉えることができることとなり、格段に理解しやすくなります。

●投資信託の「中身」を把握する「3×3=9のマス」

	国内	海外
株式		先進国 新興国
債券		
リート		

自分の投資信託は9つのマスをどのように埋めているのか、それとも、あえて1つや2つのマスに集中させているのか——。そこに正解はなく、お客さまそれぞれの将来の目標額に向けた「必要利回り」の高さによって、その「作戦」が異なるのは当然なのです。

大切なことは、詰め合わせの「箱」を通じて「**自分のお金がどこに行っているのか**」、「**自分は何のために何をしているのか**」を明確にしておくということです。

～お金のはなし（足利銀行）～

【基準価額って、何？】

投資信託の1口当たりの価値を基準価額と言います。基本的に1日に1回だけ決まり、運用会社のホームページに夕方から夜にかけて掲載され、翌日の新聞に載ります。

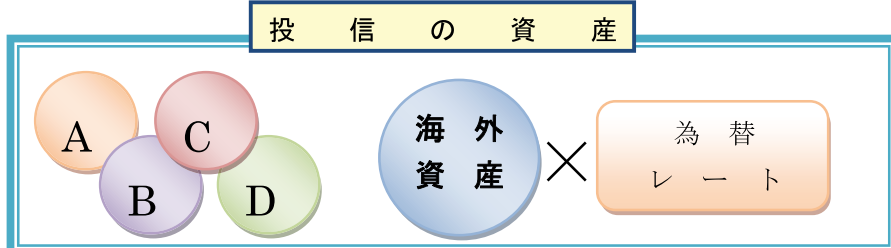
基準価額は下図のように「資産」と「口数」との割り算で計算されます。つまり、1口当たり*の投資信託の時価が基準価額というわけです。

投資信託の資産は毎営業日、証券取引所などで付いた最終値段を、保有している量と掛け合わせた「時価総額」として求めます。もし海外資産が入っている場合は、海外市場での最終値（昨晚の米国市場など）に今日の10時の為替レート**をかけて円換算するなどのルールに基づいて算出します。

*一般的に10,000を掛けて表示されています。

**一般的な公募投信の場合。ファンドオブファンズなどでは異なる為替適用ルールのものもあります。

●基準価額の算出の仕組み

$$\text{基準価額} = \frac{\text{投 信 の 資 産}}{\text{全保有者の口数}}$$


The diagram illustrates the calculation of the Net Asset Value (NAV). The numerator, 'Investment Assets' (投 信 の 資 産), is shown in a box containing four domestic assets (A, B, C, D) and a foreign asset (海外資産) multiplied by the exchange rate (為替レート). The denominator is 'Total Number of Shares' (全保有者の口数).

分母は保有者全員の口数の合計です。一般的なタイプの投資信託であれば、計算する当日にも買った人と売った人の両方がいるため、毎日変動します。

【毎日引かれるコスト ～信託報酬（運用管理費用）～】

分母の口数と分子の資産の時価とが決まれば割り算ができますが、実際には1日分の「信託報酬」を差し引いてから割り算をします。この「信託報酬」とは、お客さまが投資信託を保有している期間中、日割りで徴収される手数料のことです。

信託報酬は、保有中のコストとして「毎日少しずつ基準価額を下げるかたち」で差し引かれ、関係する3社で按分される手数料と言えます。

これ以外は損も得もすべてお客様のもの。ある意味「ガラス張り」の商品と言えるかもしれません。

●信託報酬が徴収される仕組み

信託報酬率の1日分を投信の資産に掛け算した金額を日々徴収します。

〔例〕 信託報酬が年率1%の投信の場合、毎日1/365を投信の資産に掛けて算出します。

※信託報酬は投資信託ごとに決まっており、どの販売会社で購入しても変わりません。

次回は、『基準価額は「額」でなく「率」で考える』こと、『基準価額の上昇・下降はその理由とともに考える』についてご案内予定です。

～お金のなし（足利銀行）～

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けま

す。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%(税込)）がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



<広告>

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」

あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客さまの“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

ただいま、仲介口座開設キャンペーンを実施中！期間中に仲介口座を開設のうえ、投資信託を1万円以上ご購入いただいたお客さまに現金1,000円をプレゼントします！！

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



－ 年末年始休業のお知らせ －

12月29日（水）～1月3日（月）まで年末年始休業とさせていただきます。
ご迷惑ご不備をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いします。

－ 組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、12月10日現在、正会員191社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 － 許可証の変更等について －

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

- ☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）
- ☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－ 編集後記 －

早いもので、今年ももう12月、師走になってしまいました。毎年恒例の流行語大賞は、大谷選手の「リアル二刀流」「ショータイム」に決まりました。今年の活躍は野球経験のない私でも、心躍らされるものがありました。来シーズンは、ホームラン60本、10勝、大いに期待したいと思います。

日本でのコロナ新規感染者は、ここ2ヶ月ほど落ち着いており、本県では感染者なしの日も何日か続いております。一方、15番目の変異株オミクロン株が世界中で確認され、当面1か月間の措置として外国人の入国を禁止しましたが、どのようなウイルスなのか懸念されます。これまでの知見からするとオミクロン株の感染力は強く、ワクチンの効き目も弱いようですが、重症化リスクがほとんどないようであれば、コロナ禍の根本的な解決につながることも期待されます。重症化しない型であることを祈りつつ、穏やかに新年を迎えたいと思います。

－ 事務局だより－



☆11月19日（金）

青年部全体会が栃木県立美術館普及分館において開催され、五月女部長ほか13名が出席し、諸議題について協議しました。

☆11月25日（木）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会がWeb会議において開催され、菊池会長、湯澤常務理事が出席しました。

☆11月25日（木）

青年部関東ブロック移動幹事会が群馬県高崎市の白銀ビル会議室において開催され、五月女部長、山本副部長が出席しました。